

—約款新旧対比表—

株式会社メモリード・ライフ

□ 新旧対比表の見方

1. 次ページ以降の約款および特約条項の新旧対比表の左欄に記載されている規定が保険法に対応して改訂されたもの、右欄に記載されている規定が現行の規定です。
2. 今回の改訂で新たに導入された規定は右欄に《新 設》と記載されております。
3. 規定が変更されたものは、変更部分を下線付文字で表示しております。なお、文言等の修正があった場合は左右の該当部分が、文言が新たに追加となった部分は左欄のみ、文言が削除された部分は右欄のみ下線付文字部分が記載されております。
4. 条文名の右に記載されている、P、S、無および夫は、それぞれ無配当災害死亡割増型1年定期保険（保険料建）、無配当1年定期保険（保険金建）、無配当1年定期保険（無選択型）および無配当夫婦連生1年定期保険を、また＝第X条は新、旧における当該商品の条数です。
5. 本文中の〈 〉内の、無および夫また＝第X条は4.と同様です。

□ 約款新旧対照表

保険法対応普通保険約款案	現行普通保険約款
<p>(責任開始期) ~ P・S・夫・無 = 第1条</p> <p>3 会社が、保険契約の申込みを承諾した場合には、<u>次条に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に交付します。</u></p> <p><u>(保険証券) ~ P・S・夫・無 = 第2条</u></p> <p>第 条 前条第3項に規定する保険証券には、次の各号の事項を記載します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>保険契約の種類および保険証券番号</u> (2) <u>保険期間の始期および終期</u> (3) <u>保険料およびその支払方法</u> (4) <u>支払事由</u> (5) <u>保険金額およびその支払方法</u> (6) <u>被保険者の氏名および契約時の年齢</u> (7) <u>保険契約者の氏名または商号等</u> (8) <u>保険金の受取人を定めたときは、その氏名または商号等</u> (9) <u>特約が付加されたときは、その特約の種類、特約保険金額等</u> (10) <u>保険証券の作成地、作成年月日、会社名および代表取締役の氏名</u> <p>(死亡保険金 < P = 死亡保険金等 > の支払) ~ P・S・無 = 第3条、夫 = 第7条</p> <p>3 <u>前項の免責事由に該当し、死亡保険金 < P = 死亡保険金等 > が支払われなかった場合において、第13条 < 夫 = 第18条 > (解約返戻金)の規定により解約返戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意による致死のときは支払いません。</u></p> <p>(死亡保険金 < P = 死亡保険金等 > の削減支払) ~ P・S・無 = 第4条、</p>	<p>(責任開始期) ~ P・S・夫・無 = 第1条</p> <p>3 会社が、保険契約の申込みを承諾した場合には、<u>その旨を書面で保険契約者に通知します。ただし、保険証券の交付をもって、承諾の通知にかえることがあります。</u></p> <p>《新 設》</p> <p>(死亡保険金 < P = 死亡保険金等 > の支払) ~ P・S・無 = 第2条、夫 = 第6条</p> <p>《新 設》</p> <p>(死亡保険金 < P = 死亡保険金等 > の削減支払) ~ P・S・無 = 第3条、</p>

夫＝第9条

第 条 戦争その他の変乱によって死亡保険金<P＝死亡保険金等>の支払いが集積し、経営維持に重大な影響が及んだときには、会社は、その程度に応じ、死亡保険金<P＝死亡保険金等>を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、第13条<夫＝第18条>（解約返戻金）の規定により解約返戻金があるときは、解約返戻金を下回ることはありません。

（死亡保険金<P＝死亡保険金等>の請求、支払の手続）～P・S・無＝第6条、夫＝第11条

第 条 死亡保険金<P＝死亡保険金等>の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、遅滞なく会社に連絡してください。

4 死亡保険金<P＝死亡保険金等>は、その請求に必要な書類が会社の本社に到着した日の翌日からその日を含めて計算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

5 死亡保険金<P＝死亡保険金等>を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までの間に会社に提出された書類のみでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社が指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、死亡保険金<P＝死亡保険金等>を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社の本社に到着した日の翌日からその日を含めて計算して45日を経過する日とします。

(1) 死亡保険金<P＝死亡保険金等>の支払い事由発生の有無の確認のため、被保険者の死亡の事実の有無の確認が必要な場合

(2) 死亡保険金<P＝死亡保険金等>支払の免責事由に該当する可能性があり、死亡保険金<P＝死亡保険金等>の支払事由が発生した原因を確認する場合

(3) <無＝該当なし> 告知義務違反に該当する可能性があり、会

夫＝第8条

第 条 死亡保険金<P＝死亡保険金等>の支払いが集積し、経営維持に重大な影響が及んだときには、会社は、死亡保険金<P＝死亡保険金等>を削減して支払うことがあります。

（死亡保険金<P＝死亡保険金等>の請求、支払の手続）～P・S・無＝第5条、夫＝第10条

第 条 死亡保険金<P＝死亡保険金等>の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、会社に連絡してください。

4 死亡保険金<P＝死亡保険金等>は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

《新 設》

社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因を確認する場合

(4) <無=(3)> この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があり、前2号に規定する事項または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的または死亡保険金<P=死亡保険金等>請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金<P=死亡保険金等>請求までにおける事実を確認する場合

6 前項の確認を行うために、以下の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社の本社に到着した日の翌日からその日を含めて計算して当該各号に規定する日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

(1) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会・・・・・・・・・・180日

(2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定・・・・・・・・・・180日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての保険契約者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかな場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果について、警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会・・・・・・・・・・180日

(4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査・・・・・・・・・・180日

7 前2項に掲げる事項の事実の確認に際し、保険契約者または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任は負わず、その間は死亡保険金<P=死亡

《新 設》

5 事実の確認に際し、保険契約者または死亡保険金受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときには、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで死亡保険金を支払いません。

保険金等>を支払いません。

8 第5項または第6項の場合には、死亡保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、死亡保険金<P=死亡保険金等>を請求した者に通知します。

9 第4項から第6項に定める期日をこえて死亡保険金<P=死亡保険金等>を支払う場合は、その期日の翌日から法定利率で計算した遅延利息を保険金受取人に支払います。ただし、第7項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅滞の責を負いません。

(解約) ~ P・S・無 = 第12条、夫 = 第17条

第 条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、保険契約の解約を請求することができます。この場合、会社は、第13条<夫=第18条>(解約返戻金)の規定により解約返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(解約返戻金) ~ P・S・無 = 第13条、夫 = 第18条

第 条 払込方法<回数>が年払、半年払または三ヶ月払の保険契約が前条の規定により解約された場合において、将来の保険期間の保険料が払い込まれていたときは、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じた金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1ヶ月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

2 前項に規定する解約返戻金の金額は、当該契約の保険料に下表に掲げる当該契約の払込方法<回数>および経過月数に応じた解約返戻金率を乗じたものとします。ただし、十円未満の端数はこれを切り捨てます。

3 災害死亡給付特約が付加されているときおよび特別条件付保険特約の特別保険料徴収法が適用されているときは、その特約保険料を主契約の保険料に合算します。

解約返戻金率

	払込方法<回数>		
	年払	半年払	三ヶ月

《新 設》

《新 設》

(解約) ~ P・S・無 = 第11条、夫 = 第16条

第 条 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、保険契約の解約を請求することができます。

(解約返戻金) ~ P・S・無 = 第12条、夫 = 第17条

第 条 この保険契約には、解約返戻金はありません。

《新 設》

《新 設》

経過月数	1	0.733	0.666	0.566
	2	0.666	0.533	0.283
	3	0.600	0.400	0.000
	4	0.533	0.266	0.566
	5	0.466	0.133	0.283
	6	0.400	0.000	0.000
	7	0.333	0.666	0.566
	8	0.266	0.533	0.283
	9	0.200	0.400	0.000
	10	0.133	0.266	0.566
	11	0.066	0.133	0.283
	12	0.000	0.000	0.000

4 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第6条<夫=第11条>（死亡保険金<P=死亡保険金等>の請求、支払の手続）の規定を準用します。

（死亡保険金<P=保険料>の減額）～P・S・無=第14条、夫=第19条
2 死亡保険金額<P=保険料>の減額部分は、解約したものと
して取扱い、第13条<夫=第18条>（解約返戻金）の規定を適用
します。

（詐欺による取り消し）～P・S・無=第15条、夫=第21条
第 条 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫に
より保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を
取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料
は払いもどしません。

（不法取得目的による無効）～P・S・無=第16条、夫=第22条
第 条 保険契約者が死亡保険金<P=死亡保険金等>を不法に取得す
る目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって
保険契約を締結または復活したときは、その保険契約は無効とし、
すでに払い込まれた保険料は払いもどしません。

《新 設》

（死亡保険金<P=保険料>の減額）～P・S・無=第13条、夫=第18条
2 死亡保険金額<P=保険料>の減額部分は、解約したものと
して取扱います。

（詐欺および不法取得目的による無効）～P・S・無=第14条、夫=第20条
第 条 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者または被保険
者に詐欺の行為があったときは、保険契約を無効とし、すでに払
込んだ保険料は払いもどしません。

2 保険契約者が死亡保険金<P=死亡保険金等>を不法に取得す
る目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって
保険契約を締結または復活したときは、その保険契約は無効とし、
すでに払込んだ保険料は払いもどしません。

(告知義務) ~ P・S = 第17条、夫 = 第23条、無 = 該当なし

第 条 保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

(告知義務違反による解除) ~ P・S = 第18条、夫 = 第24条、無 = 該当なし

第 条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が求めた事項について告知の際に、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

2 前項において、第13条<夫 = 第18条> (解約返戻金) の規定により解約返戻金があるときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

(告知義務違反による解除ができない場合) ~ P・S = 第19条、夫 = 第25条、無 = 該当なし

(2) 当社の少額短期保険契約の締結の代理または媒介を委託した少額短期保険募集人 (以下、本条において「保険募集人」といいます。) が、保険契約者または被保険者が第17条<夫 = 第23条>の告知をすることを妨げたとき

(3) 保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、第17条<夫 = 第23条>の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(5) 保険契約が、責任開始の日 (復活の場合には、復活日とします。以下本号において同じ。) からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により死亡保険金の支払事由が発生したときを除きます。

2 前項第2号および第3号の場合に、各号に規定する保険募集人

(告知義務) ~ P・S = 第15条、夫 = 第21条、無 = 該当なし

第 条 保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結または復活の際、書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

(告知義務違反による解除) ~ P・S = 第16条、夫 = 第22条、無 = 該当なし

第 条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。保険契約が解除となったとき、すでに払込んだ保険料は払いもどしません。

《新 設》

(告知義務違反による解除ができない場合) ~ P・S = 第17条、夫 = 第23条、無 = 該当なし

《新 設》

《新 設》

(3) 保険契約が、責任開始の日 (復活の場合には、復活日とします。以下本号において同じ。) からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に死亡保険金の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。

《新 設》

の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第17条<夫=第23条>（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（重大事由による解除）～P・S＝第20条、無＝第17条、夫＝第26条
第 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者が、この保険契約の死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 死亡保険金受取人が、この保険契約の死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この保険契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることなどにより、保険契約者または死亡保険金受取人が会社に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2 死亡保険金<P＝死亡保険金等>の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生後に生じた事由による死亡保険金<P＝死亡保険金等>を支払いません。もしすでに、死亡保険金<P＝死亡保険金等>を支払っていたときは、その返還を請求します。

4 第1項の規定により保険契約が解除となった場合は、会社は、第13条<夫＝第18条>の規定により解約返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号に該当するときは支払いません。

（重大事由による解除）～P・S＝第18条、無＝第15条、夫＝第24条
第 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。保険契約が解除となったとき、すでに払込んだ保険料は払いもどしません。

- (1) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が死亡保険金を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含む。）をした場合

(2) 死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為があった場合

(3) この他この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2 死亡保険金<P＝死亡保険金等>の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、死亡保険金<P＝死亡保険金等>を支払いません。もしすでに、死亡保険金<P＝死亡保険金等>を支払っていたときは、その返還を請求します。

《新 設》

(死亡保険金受取人の指定または変更)～P・S＝第24条、無＝第21条、夫該当なし

第 条 保険契約者は、死亡保険金<P＝死亡保険金等>の支払い事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を指定または変更することができます。

- 3 保険契約者が第1項および第2項に定める指定または変更をするときは、会社所定の書類(別表1)をもって通知してください。
- 4 第1項および第2項に定める指定または変更について、第3項に規定する書類が会社に到着する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金<P＝死亡保険金等>を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社は支払いません。

(遺言による死亡保険金受取人の変更)～P・S＝第25条、無＝第22条、夫＝該当なし

第25条 前条に規定するほか、保険契約者は、死亡保険金<P＝死亡保険金等>の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力は生じません。
- 3 前2項の規定による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(死亡保険金受取人の指定、変更)～P・S＝第22条、無＝第19条、夫は該当なし

第 条 保険契約者は、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を指定または変更することができます。

- 3 保険契約者が第1項および第2項に定める指定または変更をするときは、会社所定の書類(別表1)を会社に提出してください。
- 4 第1項および第2項に定める指定または変更は、その指定または変更についての処理が完了した旨の通知(会社所定の方式によるものに限ります。)を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

《新 設》

□ 特約条項新旧対照表

保険法対応特約条項案	現行特約条項
<p>(解約返戻金)～災害死亡給付特約 第8条 この特約の解約返戻金については、<u>主約款の解約返戻金の規定により支払います。</u></p> <p>(特別条件)～特別条件特約付保険特約 第2条 (2) イ. 特別保険料に対する解約返戻金については、<u>主約款の解約返戻金の規定により支払います。</u></p> <p>(危険の減少) 第5条 本特約の適用後、所定の書面で告知を求めた事項のうち健康状態に関する事項以外の変更により、危険が著しく減少したときは、保険契約者は、将来に向かって、以下の各号の請求することができます。 (1) 第2条第1項第1号の保険金削減支払が適用されている場合は、減少した危険に対応する保険金を下回らない範囲内での保険金削減の減額 (2) 第2条第1項第2号の特別保険料徴収法が適用されている場合は、減少した危険に対応する保険料を下回らない範囲内での特別保険料の減額</p>	<p>(解約返戻金) 第8条 この特約には、<u>解約返戻金はありません。</u></p> <p>(特別条件) 第2条 (2) イ. 特別保険料に対する解約返戻金については<u>はありません。</u></p> <p>《新 設》</p>

参考：解約返戻金の支払について

解約返戻金が支払われる契約の条件	①年払・半年払・三ヶ月払契約 ②まだ経過していない期間の保険料が払込まれている	払込方法<回数>、経過期間により解約返戻金額が決定されます
解約返戻金が支払われるとき	契約が解約されたとき	
	契約が減額されたとき	減額された保険金に対応する金額
	死亡保険金の支払が免責事由に該当したとき	保険契約者の故意によるときを除きます
	告知義務違反で解除となったとき 重大事由により解除となったとき	保険契約者に解除の原因があるときを除きます。

